

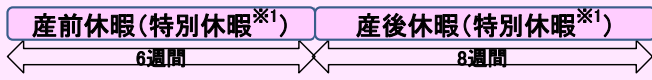
# 仕事と育児の両立のための“げんき！”イクカツメニュー



## ～育児短縮勤務制度(部分休業)～

小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する職員は、通常の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(30分単位)を超えない範囲で勤務しないことができます。

配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無等の状況にかかわらず、部分休業をすることができます。また、再度の取得や取得回数制限はなく、日単位で(毎日に限らず)必要に応じて断続的に取得するなど、柔軟な利用が可能です。



育児時間(特別休暇※1)

**～育児時間(特別休暇※1)～**  
労働基準法で規定されている「育児時間」を特別休暇として整理します。生後1歳未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行う場合に取得できます。また、男性の取得も可能です。

育児休業※2

部分休業※3

早出遅出勤務・フレックスタイム勤務

時間外・休日勤務の免除

時間外・休日勤務の制限

深夜勤務の免除

深夜勤務の制限

子の看護休暇(特別休暇)・積立休暇



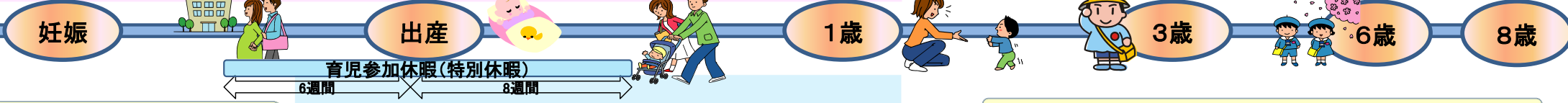
## ママの場合

通勤緩和

業務軽減等

勤務中の休憩措置、保健指導及び健康診査

時間外・休日勤務及び深夜勤務の免除



**～時間外・休日勤務免除する制度～**  
3歳に達するまでの子を養育する職員の時間外・休日勤務を免除する制度です。

**～父親等の育児休業に関する特例～**  
妻の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得する場合は、特別の事情がなくても、再び育児休業を取得することが可能です。



## パパの場合

**～子の看護休暇(特別休暇)～**  
子の看護休暇は、疾病等にかかった子を看護する以外にも、子に予防接種や健康診断を受けさせるためにも取得できます。休暇の取得可能日数についても、養育する小学校入学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。また、時間単位での取得を可能とします。

育児休業※2

部分休業※3

早出遅出勤務・フレックスタイム勤務

時間外・休日勤務の免除

時間外・休日勤務の制限

深夜勤務の免除

深夜勤務の制限

子の看護休暇(特別休暇)・積立休暇

**～時間外・休日勤務を制限する制度～**  
子が中学校就学の始期に達するまで、時間外・休日勤務の制限を請求できる制度です。配偶者が専業主婦(夫)等であっても請求が可能です。

**～育児等のための早出遅出勤務制度～**  
小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブに通う小学校に就学している子を迎えに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の所定労働時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度です。

※2 育児休業期間中は無給ですが、その間、次の支援措置を受けることができます。  
①子が1歳になるまで「育児休業給付金(雇用保険)」の支給(支給資格には条件があります)  
②社会保険料の免除  
※入所を申し込んでいた保育園に入所できなかった等の育児・介護休業法に定める場合には、1歳6か月まで支給されます。  
**～育児休業給付金の延長について(平成22年6月30日から)～**  
夫婦ともに育児休業を取得した場合は、子が1歳2か月になるまで育児休業給付金が支給されることになります。(支給はそれぞれ最大1年間)【パパ・ママ育休プラス】  
母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長。

※1 研究開発アシスタントは無給休暇  
※3 勤務しない時間について給与が減額されます。

## 育児のための各制度の組み合わせ次第で、次のような利用も可能です。(例)

☆円滑に仕事に復帰するため、徐々に仕事を増やしていきたい

### 育児休業

### 部分休業(勤務形態の変更可能)

☆夫婦で協力して子育てしたい

○育児休業と部分休業を組み合わせ、ママとパパで育児を分担。

ママ	産後休暇	育児休業	部分休業	勤務	
パパ	育児休業	勤務	育児休業	勤務	部分休業

産後パパ育児

パパは、「産後パパ育児」で再度の育児休業の取得が可能  
パパ・ママ育児プラスの活用

○部分休業や育児時間を組み合わせ、ママとパパで、保育園への送迎を分担。

ママ	火・木	育児時間	勤務	部分休業
パパ	月・水・金	部分休業	勤務	育児時間
ママ	毎日	勤務	部分休業	
パパ	毎日	育児時間	勤務	

※毎日または必要な曜日だけ利用可能

## 仕事と介護の両立のためのメニュー

### 介護を必要とする家族を介護するための休暇等の制度

#### ★要介護状態とは？

負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある状態です。

#### ★要介護者(対象家族)の範囲は？

・配偶者、父母、子、配偶者の父母・祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

#### ★介護休業：

要介護者を介護する職員が休業できる制度で、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算6か月間を超えない範囲で3回まで、1日又は1時間単位で休業が可能です(1時間を単位とする場合は1日4時間まで)。介護休業期間中は、勤務しない時間について、給与が減額されます(無給<sup>※1</sup>)。

※1:1日単位での介護休業の取得の場合は、介護休業給付金(雇用保険)の支給(通算して93日)を受けることができる場合があります(支給資格には条件があります)。

#### ★短期の介護休暇：

要介護者の介護その他の世話をする職員に与えられる休暇で、対象となる要介護者が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日取得できる、有給の休暇(特別休暇)です。

#### ★その他の世話とは？

要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続き代行、その他要介護者に必要な世話です。

#### ★部分休業：

要介護者の介護する職員に与えられる休暇で、介護休暇、短期の介護休暇とは別に最長3年間(3回まで分割可能)、1日最大2時間(30分単位)を超えない範囲で、通常の勤務時間の始め又は終わりの勤務しないことができます。勤務しない時間については給与が減額されます。(無給<sup>※2</sup>)

#### ★所定外勤務の免除の請求、所定外勤務の制限の請求、深夜勤務の制限の請求：

要介護者を介護する職員の所定外勤務(時間外・休日勤務)免除、制限及び深夜勤務を制限を請求できる制度です。

#### ★早出遅出勤務制度：

要介護者を介護する職員に、1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と終業時刻を変更して勤務することを認める制度です。

## 仕事と育児・介護等の両立を支援する制度一覧<sup>(注)</sup>

両立支援策	利用対象		制度の概要等	
	男性	女性		
育児休業 <sup>※1</sup>	○	○	(概要)(期間)	子を養育するため、一定期間休業することを認める制度 子が3歳に達するまで
部分休業 <sup>※2</sup>	○	○	(概要)(期間)(その他)	子を養育するため又は配偶者、父母、子等を介護するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度 子が小学校3年生の始期に達するまで又は介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算3年間を超えない範囲で3回まで通常の勤務時間の始め又は終わりを、1日を通じて2時間(30分単位)を超えない範囲
産前休暇 <sup>※3</sup>		○	(概要)(期間)	6週間以内(多胎妊娠の場合には14週間)に出産予定の女性職員に与えられる休暇 産前6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産の日まで
産後休暇 <sup>※3</sup>		○	(概要)(期間)	出産した女性職員に与えられる休暇 出産の翌日から8週間
育児時間 <sup>※3</sup>	○	○	(概要)(期間)(その他)	生後1年未満の子を養育する職員が授乳や託児所等への送迎を行うために与えられる休暇 子が1歳に達するまで 1日2回それぞれ30分以内
配偶者出産休暇 <sup>※3</sup>	○		(概要)(期間)	妻の出産に伴う入院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇 3日
育児参加休暇 <sup>※3</sup>	○		(概要)(期間)	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇 5日
子の看護休暇 <sup>※3</sup>	○	○	(概要)(期間)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が子を看護する必要がある場合に与えられる休暇 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)
短期の介護休暇 <sup>※3</sup>	○	○	(概要)(期間)	配偶者、父母、子等の介護等を行う職員に与えられる休暇 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)
介護休業 <sup>※1</sup>	○	○	(概要)(期間)(その他)	配偶者、父母、子等を介護する職員が一定期間休業することを認める制度 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算6か月間を超えない範囲で3回まで1日又は1時間の単位で取得可能(1時間を単位とする場合は1日4時間まで)
早出遅出勤務	○	○	(概要)(期間)	小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブに通う小学校に就学している子を迎えに行く職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員に、1日の所定労働時間を変更することなく、始業時刻と終業時刻を変更して勤務することを認める制度 子が小学校3年生の始期に達するまで又は介護を必要とする間
フレックスタイム勤務	○	○	(概要)(期間)	小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する職員、配偶者、父母、子等を介護する職員又は傷病治療等を行う職員に以下の時間帯から職員の裁量に応じて始業・終業時間を設定し勤務することを認める制度 ○始業時間 7:00～11:00 ○終業時間 14:00～22:00 ○コアタイム 11:00～14:00(3時間) ○休憩時間 12:00～13:00 子が小学校3年生の始期に達するまで、介護を必要とする間は傷病治療等必要とする間
所定外勤務の制限	○	○	(概要)(期間)	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員の所定外勤務(時間外勤務・休日勤務)を月24時間以内かつ年150時間以内に制限する制度 子が中学校就学の始期に達するまで又は介護を必要とする間
深夜勤務の制限	○	○	(概要)(期間)	小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員の深夜の勤務を制限する制度 子が小学校3年生の始期に達するまで又は介護を必要とする間
所定外勤務の免除	○	○	(概要)(期間)	3歳に達するまでの子を養育する職員又は配偶者・父母・子等を介護する職員の所定外勤務(時間外勤務・休日勤務)を免除する制度 子が3歳に達するまで又は介護を必要とする間
深夜勤務及び所定外勤務の制限		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員の深夜勤務及び所定外勤務(時間外勤務・休日勤務)を免除する制度 妊産婦である期間
健康診査及び保健指導 <sup>※4</sup>		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員が健康診査又は保健指導の受診のために勤務しないことを認める制度 妊産婦である期間
業務軽減等 <sup>※4</sup>		○	(概要)(期間)	妊産婦である女性職員の業務軽減、勤務時間の短縮等を認める制度 妊産婦である期間
通勤緩和 <sup>※4</sup>		○	(概要)(期間)(その他)	妊娠中の女性職員が通勤時の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、通常の勤務時間の始め又は終わりで勤務しないことを認める制度 妊娠中の期間 1日を通じて1時間を超えない範囲
勤務中の休憩措置 <sup>※4</sup>		○	(概要)(期間)	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために休息を取ることを認める制度 妊娠中の期間

(注)本表は職員である場合のもので、他の身分の場合は、給与の扱い等が違う場合があります。

※1無給(雇用保険による給付制度有)、※2勤務しない時間について給与を減額、※3有給 ※4給与の減額なし

介護を支援する制度